

# 業務継続計画（BCP）

## — 感染症編 —

（令和6年4月策定）

（令和8年4月改訂）

神河町地域包括支援センター（介護予防支援）

### I 総論

#### 1. 基本方針

本計画は、新型コロナウイルス等感染症（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合にあっても、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、指定介護予防支援の提供を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合でも可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順を示すものである。

#### 2. 推進体制

感染症対策委員会が主管となって対応する。

主な役割	役職等	担当
統括責任	管理者	丸尾 計子
BCPの策定及び見直し	主任保健師	日野 真美
職員への研修・訓練の計画	主任保健師	日野 真美

### II 平常時の対応

#### 1. 体制構築・整備

当事業所の職員は、地域包括支援センター業務並びに神河町新型インフルエンザ等対策本部を兼ねることから、健康福祉課と連携して実施する。

#### 2. 情報伝達の流れ

区分	誰が連絡者	いつ タイミング	どこへ 連絡先	何を 情報の内容
第一報	職員	即時 ※夜間の場合は、 翌日の昼間に	管理者 ※閉庁時は管理者の 携帯電話又LINE	感染確定 感染の2日前までの行動報告
	職員	即時	管理者	利用者の感染疑いの情報 直近のサービス利用状況と職員との接触有無
感染確定	管理者	即時	職員	感染者の情報 今後の対応
		適宜	神河町	感染状況の報告 ※事業継続が困難な場合等
		適宜	保健所	感染拡大防止対策の指示依頼

			医療機関	医療措置
	感染対策担当	適宜	職員	感染拡大防止対策の周知
	広報・情報担当	適宜	居宅介護支援事業所 サービス事業所	情報提供

### 3. 関係機関一覧

名称	担当者	電話番号	F A X	E-mail
神河町健康福祉課 (保険者)	介護係	32-2421	31-2800	
中播磨健康福祉事務所 (保健所)	地域保健課	22-1234	22-6680	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
公立神崎総合病院	代表番号	31-1331	32-2176	
	総務課	32-2488	32-2176	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
立岩医院		34-0033	34-1693	
山本医院		31-3200		

### 4. 感染防止に向けた取り組みの実施

#### ①感染症に関する情報収集

感染対策担当者が近隣の感染状況、政府や自治体の動向等の情報収集を行うとともに、事業所内で適宜共有・周知を行う。

#### ②感染症対策の徹底

- ・職員は日々健康管理を実施し、感染が疑われる場合は管理者に報告する。
- ・職員は手洗いと手指消毒を適切に実施する。
- ・利用者宅を訪問、または窓口等で面談を行う場合は、職員はマスクを着用する。
- ・利用者等の嘔吐物・排泄物・血液等の処理をする際には、適切に処理を実施する。

<感染症まん延期>

- ・職員は常時マスクを着用する。
- ・職員は日々健康管理を実施し記録しておく。
- ・事業所内の換気を実施する。
- ・不要不急な会議、研修、出張は中止・延期する。

#### ③職員の体調管理

#### ④職員間の緊急連絡網の作成

#### ⑤防護具、消毒液等の備蓄

品目	① 使用量	② 単位	③ 回数	④ 単位	人数		⑤ 日数[日]	必要量	単位
					職員[人]	利用者[人]			
ハンドソープ	1	ml/回	3	回/日	4		60	720	ml
消毒用エタノール	3	ml/回	3	回/日	4		60	2160	ml
手袋	1	双/回	3	双/日	4		60	720	双
環境整備用消毒液	5	l/回	3	回/日			60	15	本

### ⑥研修・訓練の実施

『感染症の予防及びまん延の防止のための指針』に基づき職員研修及び訓練を実施し、職員の感染症に対する知識の習得や衛生管理の徹底を行うとともに、感染症が発生した場合に備えて、BCPに基づき、年1回机上訓練（シュミレーション）を実施する。

### ⑦BCPの検証・見直しの実施

年1回机上訓練（シュミレーション）を行い、訓練後判明した新たな課題とその解決策をBCPに反映させる。また、BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。

## III 初動対応及び感染拡大防止体制の確立

### 1. 感染疑い者の発生

- 息苦しさ、強いだるさ、発熱、咳、頭痛等の症状や嗅覚・味覚の異常等の症状がある場合、新型コロナウイルス感染症を疑い対応する。
  - 体調不良を自発的に訴えられない利用者もいるため、いつもと違う様子（活動量の低下や食事量の低下等）にも気を付ける。
  - 職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。
  - 管理者等は、日頃から職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を申しやすい環境を整える。
- ⇒ 感染疑い者を発見したら、速やかに「初動対応」を実行する。

### 2. 対応体制

当事業所の職員は、地域包括支援センター業務並びに神河町新型インフルエンザ等対策本部を兼ねることから、健康福祉課と連携して実施する。

担当者	役割
管理者 丸尾 計子	全体統括 緊急対応に関する意思決定 医療機関との連携 保健所等への連絡 感染症対策委員会委員長
感染対策担当 保健師 日野 真美	感染症対策委員会の開催 事業所内感染対策の立案 感染症に関する研修・訓練の実施 感染防護具の管理、調達 管理者のサポート 感染拡大防止対策に関する統括
広報・情報担当 社会福祉士 高津佐 智香子 管理栄養士 椿野 美穂	関係機関等との連携 利用者・家族・職員等への情報提供・発信

利用者担当 介護支援専門員 松本 なおみ	介護予防支援業務の継続
-------------------------	-------------

### 3. 対応の流れ

①感染疑い者が発生した場合、担当職員は、速やかに管理者に報告する。

<職員の場合>

- ・ 自宅待機し、健康観察の実施
- ・ 適切な時期に検査を実施する。
- ・ 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

<利用者の場合>

- ・ 直近のサービスの利用状況と職員との接触有無の確認
- ・ 検査を実施した場合は、検査結果の報告を依頼する。

②事業所内で職員及び利用者の感染疑いの状況を共有し、今後の対応を共有する。

③神河町、保健所へ感染状況を報告し、感染拡大防止策について指示を仰ぐ。(※事業継続が困難な場合等)

④事業所内の感染拡大防止策を講じる。

⑤当該利用者が利用しているサービス事業者へ速やかに情報提供する。

⑥感染疑いの利用者の場合は、サービス事業者と連携し、サービスの必要性を再度検討の上で、可能な限りの感染対策を検討し、サービス提供を継続する。

⑦当該利用者へのサービスを中断する場合は、家族等による支援が不可能な場合は、医療機関への入院を検討する。

⑧必要に応じて、利用者等へ当事業所の感染状況の情報提供を行う。

### 4. 職員の確保

介護予防支援業務にかかる職員の不足が見込まれる場合は、優先業務を優先して対応し、勤務可能な職員では対応しきれない場合は、健康福祉課内の保健師等の協力を得る。

職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請を検討し、可能な限り長時間労働や一部の職員への業務過多にならないように配慮する。

### 5. 情報共有の実施

感染者の情報や症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を時系列にまとめておき、適宜、神河町や保健所へ報告する。

※神河町や保健所に指定の報告様式があるかを確認してから記録を作成する。